



事業所内でも虐待は起こるの？



A. 常に自分に問い続けなければいけないんだ。

悲しいことだけど、事業所内でも時には虐待が起こってしまうことがあるんだ。

虐待は、している人とされている人の自覚は問わないんだ。

第三者の目から見たときに、虐待かどうか、が問われるんだよ。

事業所内で虐待が起こる理由には、いくつか考えられる点があるよ。

障がい理解の欠如から、その子どもが何故そんな行動をしてしまうのかが理解できない。

そんな知識や情報共有の不足なんかが虐待につながってしまうんだ。

チームワークの欠如も問題で、支援方針や方法が統一されていないことによる支援者間での混乱が虐待につながってしまうことも多くあるんだよ。

支援の未熟さも原因になってしまうんだ。

自傷・他害行為や破壊行為、奇声を上げる、不潔な行為などへの対応方法が理解できていないと支援者のほうが困ってしまう。

支援の困難さや業務過多で回復しない疲労やモチベーションの低下なども引き金になる。

「その支援はおかしい！」と声を上げられない環境も問題のひとつになるよね。

見て見ぬふりが事業所の体質になってしまったり、問題が解決しないというストレスが蓄積されてしまうんだね。

働く環境の整備も大切なことなんだよ。

施設内の人員構造的な問題もあるよ。

虐待の分析や対応の検討がなされていないために、どういうことが虐待にあたるのか理解されていないというケースだね。

保護者の事業所や特定の支援員に対する依存度の高さも問題になってくるよ。

“やってあげている”という奢りが、小さな不適切行為を積み重ねることにつながってしまうんだ。

積み重なると、深刻な虐待へと発展していき、より重大な事故となってしまいうんだよ。

虐待ではないと確認されるまでは「虐待事案」として取り扱われるよ。

このとき、[虐待をしている、という「自覚」](#)は問わないんだ。
「このやり方がいちばんいいんだ」という思い込みからくる身体的虐待が普通の支援になってしまい、それが習慣化している、ということも起こりうるよ。
また、虐待されている、という自覚も問わない。
「あの支援員さんのことが好きだから」といった、障がいの特性や利用環境から他に頼れる人がいないという状況にあると、虐待を虐待と感じないし、そう感じることもできないこともあるんだ。

保護者等の意向が、本人のニーズと異なる場合があるよ。
「いうことを聞かないならキツくしてください」と言う保護者さんがいたりするよ。
本人より家族の意向が優先されてしまうんだけど、その家族に[権利擁護](#)や虐待防止という正しい情報が伝わっていないことも多いんだ。

虐待の判断はチームで行うので、虐待防止委員会の設置が義務になったよ。
個人の意見で判断せずに、管理職を交えたコアメンバー（複数）で判断していくことが求められているんだ。
これらが鉄則となるんだね。

被虐待児・者への配慮は
「生命と身体の安全確保」「心理面での支援」「家族への連絡・通報」「[個別支援計画](#)の見直し」があげられるよ。

虐待者への対応としては
「虐待事実の認定」「虐待発生の原因究明」「虐待者への処遇」「事実判明後の対応」
となるね。

行政機関等へは、[児童福祉法](#)第33条の12で定められた通告義務があるんだ。
虐待が起きない環境を維持するために、事業所の体制を整備するだけでなく活用して、計画的な研修の実施が義務付けられているんだ。

そして何よりも、一人ひとりの不断の心掛けと、虐待は犯罪であるという認識が、[虐待を未然に防止](#)するためにいちばん大切なんじゃないだろうか。

《MENU》

[《モニタリングって？》](#)

[《勤務体制の確保ってなに？》](#)

2021-05-31 掲載